

令和7年度（繰越）くじゅう・ユネスコエコパーク体感スタンプラリー実施業務
提案競技（プロポーザル方式）募集要項

1 契約に付する事項

- (1) 業務名 令和7年度（繰越）くじゅう・ユネスコエコパーク体感スタンプラリー実施業務
- (2) 履行場所 佐伯市宇目、竹田市、豊後大野市、九重町 ほか県内一円
- (3) 履行期限 契約締結日から令和9年3月15日（月）まで
- (4) 業務概要 別紙仕様書のとおり
- (5) 限度額 7,154,400円（消費税額及び地方消費税額(10%)を含む。）

2 参加資格等

提案競技への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。
 - ア 事業の実施にあたり主任の担当者を配置し、県との打合せ等に担当者等を出席させることが可能な者であること。
 - イ 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
 - ウ 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 業務の実施にあたり、協力して又は一部を再委託して業務を行う企業がある場合は、当該企業についても上記（1）、（3）、（4）を満たしていること。

3 提案競技参加申込及び参加資格の確認

提案競技に参加を希望する者は、上記2に定める要件のほか、次の書類を提出し、参加資格の確認を受けることとする。県は参加資格の確認結果について、書面で通知する。

なお、提出された書類について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じること。

(1) 提出書類

- ア 提案競技参加申込書兼参加資格確認申請書（第1号様式）
- イ 参加申込者概要書（第2号様式）
- ウ 競争入札参加資格確認書類

(2) 提出方法

PDFファイルを電子メールで「9 問い合わせ先」へ提出すること。

(3) 提出期間

令和8年3月25日（水）から令和8年4月6日（月）17時まで

(4) 参加辞退

参加申込の取り消しを希望する場合は令和8年4月14日（火）17時までに参加辞退届（第3号様式）を提出すること。

4 提案書類の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（任意様式） ※記載すべき内容等は別添「企画提案書記載事項」を参照
- イ 参考見積書（第4号様式）

(2) 提出期限

令和8年4月14日（火）17時まで

(3) 提出方法、提出先

PDFファイルを電子メールで「9 問い合わせ先」へ提出すること。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問方法 PDFファイルを電子メールで「9 問い合わせ先」へ提出すること。

(2) 受付期間 令和8年4月3日（金）17時まで

(3) 質問様式 質問票（第5号様式）のとおり

(4) 回答方法 令和8年4月6日（月）まで（予定）に、参加申込者全てに対し電子メールで回答するほか、県ホームページで公表する。

6 審査について

(1) 審査日時及び場所

日時：令和8年4月21日（火）

場所：大分県庁 県庁舎別館86会議室

※提案者にはメールにより詳細の時間を通知する。

(2) 審査方法

- ア 企画提案書等の審査は、企画提案審査委員会が行う。
- イ 審査にあたっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。ただし、企画提案希望者が多数（6者以上）となった場合は、審査基準に従って、提出された企画提案書の事前審査を行い、プレゼンテーションに参加する者（5者）を選定する。
- ウ プレゼンテーションの時間は1者につき、持ち時間25分以内（提案説明15分、質疑応答10分以内）とする。
- エ プレゼンテーションは予め提出した企画提案書のみで行い、追加資料は認めない。
- オ 提案内容及び経費等について総合的に審査を行い、審査の採点により各提案者の順位を決め、第1順位の者を業務委託候補者とする。ただし、評価の結果、最高点の提案が複数ある場合は、審議により第1順位の者を決定する。なお、第1順位の者が契約に至らなかった場合には、次点の者と契約に向けた協議を行う。
- (3) 審査基準 別紙1「審査基準表」のとおり。
- (4) 審査結果 審査結果は提案者に書面で通知する。

7 提案競技に係るスケジュール

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) 質問票提出期限 | 令和8年4月 3日（金） 17時必着 |
| (2) 質問への回答 | 4月 6日（月） 予定 |
| (3) 提案競技参加申込書提出期限 | 4月 6日（月） 17時必着 |
| (4) 提案関係書類／参加辞退届提出期限 | 4月14日（火） 17時必着 |
| (5) 審査会 | 4月21日（火） |
| (6) 審査結果通知 | 4月21日（火） 予定 |

8 留意事項

- (1) メールにより各書類を提出したあとは、担当者へ電話で連絡し到達の確認を行うこと。
また、メールの受信に時間を要する必要があるため、余裕をもって提出すること。
- (2) 企画書等の作成に要する経費は提案者負担とする。
- (3) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (4) 参加資格を満たしていない場合（資格確認の後に判明した場合を含む）、提案競技で第1順位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約に向けた協議を行う。
- (5) 事業を実施する際、業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することはできない。
- (6) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

9 問い合わせ先

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県生活環境部 自然保護推進室 温泉・地域資源活用班 担当 大橋、山内

電話：097-506-3025、メール：a13070@pref.oita.lg.jp

審査基準表

評価項目	評価基準	配点
1 事業内容及び実施方法		75 / 100
・ 事業の目的との整合性	・ 事業の目的を正しく理解し、提案内容に反映されるとともに効果を高める提案がなされているか。	15
・ 実施方法の具体性及び実現性	・ メインターゲットを踏まえ、参加意欲を高めるような総合デザインになっているか。	15
	・ スタンプラリーの開催に必要な用紙・道具類が不足なく見込まれ、実施に支障がない体制となっているか。	15
	・ 参加を促すための広報の計画があり、効果が見込まれるものとなっているか。	15
	・ ランディングページの提案内容が具体的で、視認性の高さや編集の随時性が確保されているか。	15
2 事業実施主体の適格性		25 / 100
・ 知見、専門性等の有無	・ 当該事業に関する実績や知見、ノウハウを有しているか。	10
・ 実施体制の適格性	・ 事業が遂行可能な人員が確保され、委託者との協議に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	5
・ 事業実施のスケジュール	・ 効果的な事業効果の実現のため、必要なスケジュールを構築できているか。	5
・ 見積りの適正性	・ 業務に必要な事業費が、具体的かつ検証可能性をもって記載されているか。また、再委託を行う予定がある場合は、内容及び金額が妥当か。	5